

平成25年度第2回  
北海道環境教育等推進協議会

議 事 録

日 時 平成25年10月7日（月）午後1時30分開会  
場 所 道庁別館8階1号会議室

## 1. 開会

○事務局（坂口環境計画担当課長）

ただ今から第2回北海道環境教育等推進協議会を開会いたします。委員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、先立ちまして、短い間でしたが、骨子案のたたき台としましてお送りさせていただき、委員の皆様にご意見をお寄せいただきました。この場をお借りしまして、お礼申し上げます。ありがとうございました。

今日は、3名の委員が所用で欠席されておりますが、協議会の要綱で定める1/2以上の定足数を満たしておりますので、会議が成立しておりますことを報告いたします。

なお、教育庁義務教育課の辻委員におかれましては、所用で都合が合いませんので代わりまして、池野主幹にご出席いただいております。

まず、資料の確認をさせていただきます。配席図、委員名簿のほか、資料5といたしまして「骨子案への委員意見の一覧」を配布させていただいております。会議次第及び資料1～4につきましては、事前に郵送させていただいております。不足などがございましたら事務局へ申しつけください。

それでは、これからの議事進行は、山中委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 2. 議事

### (1) (仮称)北海道環境教育等行動計画の骨子案について

○山中委員長

それでは議事に入りたいと思います。今日は大きく分けて2つの議事が用意されております。今回は事務局の方からたたき台と呼べる骨子案の方が出ております。それらについて議論し、各委員の方から取組事例の紹介といったことも入っております。はじめに、「(仮称)北海道環境教育等行動計画」について、事務局の方から説明をお願いします。

○事務局（伊藤主幹）

資料1をご覧ください。

資料1は、道の現行の基本方針と新たに作成します行動計画骨子案の項目を対比したものです。

まず、左側の「現行の基本方針」ですが、第1章「方針施策の背景」で「1 環境問題の現状」「2 環境教育の現状と課題」、第2章「基本的事項」で「1 方針策定の趣旨・位置付け」「2 方針の目指す方向」「3 環境教育の推進に当たっての視点」を記載しております。

一方、右側の新たな行動計画では、第1章におきまして「計画の基本的事項」を記載し、「1 計画策定の背景」「2 計画の位置付け」「3 計画の期間」「4 計画の目指す方向」とし、新たに計画期間を設定しております。

第2章「本道の現状と課題」として、新たに章を設けて記載内容を充実させ、「1 各主体別の現状と課題」「2 各施策別の現状と課題」を記載しております。

次に、基本方針に戻りまして、第3章「環境教育の進め方」において、「1 各主体の役割と連携・協働による環境教育」「2 ライフステージごとの特色を踏まえた環境教育」、第4章「環境教育を推進するための施策」として、「1 人材の育成・効果的な活用」「2 環境教育プログラム等の作成」など、第5章「方針の推進」として、「1 推進体制」「2 点検と見直し」を記載しています。

なお、第3章の「2 ライフステージごとの特色を踏まえた環境教育」につきましては、項目立てしていましたが、行動計画では第1章の「4 計画の目指す方向」の「ライフステージに応じる」に集約しております。

一方、右側の行動計画では、第2章「本道の現状と課題」に対応した形で第3章を作成しており、「1 各主体に期待される役割」「2 各主体の連携・協働」を新たに追加しているとともに、「3 計画の推進施策」を新たに追加しております。

第4章では、「計画の進行管理」として、推進体制、点検、新たに目標指標を設定しています。

次に資料2をご覧ください。資料2は行動計画骨子案の要約版です。

本日は、資料3を基に協議を進めさせていただきますので、簡単に説明させていただきます。

第1章では、背景、位置付け、期間、目指す方向を記載しており、計画を進める上での7つの視点を更新しております。なお、7つの視点については、資料3で説明させていただきます。

第2章では、主体別、施策別の現状と課題を記載しており、左側の欄の現状と課題に対応した形で、右側に第3章計画の推進として、各主体に期待される役割、次のページになりますが、計画の推進施策、道の取組を記載しております。

現状と課題については、前回の協議会で説明した内容とほぼ同じを内容となっておりますが、意見等を踏まえまして一部、加筆・修正を行っております。

- ・事業者では、課題の1つ目○で、「取組は大企業中心」と記述していたところを「取組企業は限られている」に修正

- ・地域団体では、課題の2つ目の○で、「活動の場の広がり求められている」を加筆

- ・市町村では、課題の2つ目の○で、「行動計画を策定し、計画的な実施が求められている」を加筆

- ・道では、課題の3つ目の○で「様々部局間における連携が必要」を加筆

次のページ「施策別」では、

- ・人材の育成の課題の2つ目の○で、「人材のスキルアップや地域で有効に活用できる内容の充実も必要」を加筆

- ・拠点機能の整備では、北海道環境サポートセンターに「コーディネートを行うなどの中

間支援機能の充実」を加筆しております。

以上が、主な修正点です。

次に、右側の第3章「計画の推進」の各主体に期待される役割、次のページの計画の推進施策については、現状と課題の修正に対応し、修正しておりますが、資料3で説明いたします。

次に第4章では、計画の進行管理として、推進体制、点検、計画の進行管理を記載しております。

資料3の北海道環境教育等行動計画骨子案をご覧ください。

構成としては、左側の欄が骨子案、真ん中の欄が現行の基本方針本文、備考欄には、1回目の協議会と、その後に各委員から頂いた意見等の内容と反映状況や事務局で修正した理由等を、右端の欄が関連部局を記載しています。

まず、標題の名称についてですが、法改正により新たに加わった要素である、「環境保全の取組」を名称から読み取れる様にした方がよいというご意見を頂いております。副題等を設けるか、あるいは名称そのものを変えるかにつきましては、行動計画の内容を踏まえ、第4回の協議会までに決定させていただきたいと考えており、当面は、現行の仮称の標題を使わせていただきます。

次に、「はじめに」ですが、国の基本方針や道の環境教育基本方針を参酌するとともに、各委員から頂いた意見を踏まえ作成しております。主な内容としては、

- ・北海道の自然環境のすばらしさを記載し、この豊かな自然環境を将来の世代に引き継がなければならないこと
- ・しかし、地球温暖化の問題など様々な課題に直面しており、本道も例外ではないこと
- ・課題解決のためには、家庭などにおいて、日々の生活で取り組まなければならないこと
- ・東日本大震災をうけて、人と人とのつながりや地域と人とのつながりが強く意識されるようになり、環境教育や環境保全活動に推進に当たっては、こうした情勢の変化を勘案した取組が継続されるとともに、個々の主体が取り組みやすくする仕組みづくりが求められていること
- ・同時に人材育成が不可欠であり、一人一人の行動に結びための環境教育が必要であること
- ・最後に、道民、事業者など全ての主体と連携しながら取り組むとともに、その基盤となる人づくりに取り組むことを記載しております。

次に2ページをご覧ください。

第1章「計画の基本的事項」「1 計画策定の背景」として、道のこれまでの取組状況を時系列で記載するとともに、課題なども記載しております。

また、国のこれまでの取組や法改正、国の基本方針の制定などを記載しており、こうした状況を踏まえ、現行方針を改訂し、行動計画を策定をすることとしております。

計画の位置づけにつきましては、「道の基本計画との関連性の記載が必要」とのご意見

をいただいておりますことから、参考までに一番下の図で示しております。記載場所につきましては、全体を構成をみて、検討させていただきたいと考えています。

つぎに、4ページをご覧ください。行動計画の体系図ですが、法改正の趣旨を反映するよう、協働取組の推進を追加しております。

次に「3 計画期間」については、平成26年から概ね10年間とし、必要に応じ見直すこととしております。

「4 計画の目指す方向」ですが、現行では、「全ての道民が」のところを、いただいた意見等を踏まえ、「道民一人ひとりが」に修正するとともに、「環境重視型社会」の部分を現在、一般的に使用されている「持続可能な社会」に修正しております。

次に、5ページですが、中程にあります計画の取組の目指す方向と7つの視点ですが、基本的には、現行の基本方針を踏襲しつつ、頂いたご意見を踏まえて、修正しております。

①ですが、「全ての人が」を「一人ひとり」に修正するとともに、具体例等を追加しております。

次に6ページの②ですが、国の方針を参酌して、「客観的かつ公平な態度」を加筆しております。また、「生態系は、生物、非生物両方なければ維持できない」とのご意見を頂いておりますので、その部分を4行目、5行目に記載しております。

③の本道における環境問題の特性を踏まえるについては、本道の独自性や北海道の環境価値についてのご意見をいただいております、基本方針と同じとしております。なお、文言や数値を一部修正しております。

次に、8ページをご覧ください。④の体験を重視するにつきましても、基本方針と同じでございますが、体験を具体的にするため、「自然体験、社会体験、生活体験など実体験を重視する」と記載しております。また、木育、食育の大切さについて触れる必要があるとのご意見をいただいております、基本方針同様、木育、食育を記載しております。

⑤ですが、ライフステージに応じるにつきましても、現行基本方針の第3章を集約し、幼児期、就学期、青年・成人期の3つに分けまして、具体的に記載しております。なお、生活の場面に応じるにつきましても、ライフステージに包括されることから、今回削除しております。

⑥についてですが、法改正で協働の視点が追加されておりますので、地域社会全体が協働して取り組むと加筆しております。

次に⑦のいのちのつながり、命の大切さ学ぶにつきましても、意見を踏まえ、非生物の重要性を加筆しております。

次に、第2章「本道の現状と課題」についてですが、方針から計画にしておりますので、現状・課題については具体化・詳細化しております。今回は、委員の皆様から頂いたご意見を踏まえて修正したポイントのみを説明させていただきます。

「1 各主体別の現状と課題」の「(1) 個人」についてですが、家庭教育の重要性についてのご意見を踏まえ、課題で、家庭での日常生活を通じた環境教育の重要性を記載し

ております。

次に「(2) 学校等」についてですが、地域や学校にあった環境教育や環境教育の学校計画への取り入れが必要とのご意見を頂いており、9ページの3行目から5行目になりますが、環境教育に関する全体的な計画等を作成し、異学年、異校種間の連携及び地域社会等との連携などに配慮しながら、それぞれの地域・学校にあった取組を進めることが必要と記載しております。

次に「(3) 事業者」についてですが、企業間の連携が必要とのご意見の頂いておりますことから、課題の3行目に企業の取組事例の情報共有といった企業間の連携等により、多くの事業者によって取り組まれることが必要と記載しております。また、事業者に対し、環境保全活動を行うメリットをしっかりと示した上で進めることが必要とのご意見を頂きましたので、課題の5行目から9行目にかけて、「事業者の社会的責任や社会貢献、環境に配慮した取組の推進に伴う経費削減や生産性向上など、環境と経済とを一体的に捉え、ともに向上して環境保全と経済発展を高い水準で達成することを目指す環境と経済の両立といった観点」と記載しております。

次に10ページの「(4) 地域団体・NPO法人等」ですが、環境保全活動・環境教育を進めていくための担い手の育成が必要であり、また担い手の活躍する場が必要であるとのご意見を踏まえ、課題の欄の3行目から5行目にかけて、地域団体やNPO法人等が継続的に取組を行うためには、担い手の育成と活動を行う場の広がりが必要とされていると記載しております。

次に「(5) 市町村」についてですが、市町村全体の体系化がどうなっているのか、計画的に進めていくためには、行動計画が必要であるとのご意見を踏まえ、課題の一番下の行から11ページの一行目に、環境教育等の全体的な行動計画を策定し、環境保全活動や環境教育を体系的・計画的に実施していくことが求められている、と記載しております。

次に「(6) 道」ですが、局を超えた連携や事業間連携、環境と教育の連携が必要、行政の縦割り問題等のご意見を踏まえ、課題の下から2行目に、環境教育を効果的に実施するため、環境教育に関係する様々な部局間における連携が必要であると記載しております。

次に「2 各施策別の現状と課題」の「(1) 人材の育成・効果的な活用」についてですが、人材のスキルアップ、成果を活用できる事業の充実が必要であるとのご意見を踏まえ、12ページの課題の下から2行目になりますが、育成又は認定される人材が、専門的技術・知識のスキルアップや学んだ成果を地域で有効に活用できるような事業内容の充実も必要、と記載しております。

次に「(2) 機会の提供・環境配慮行動の意識付け」「ア 機会の提供」についてですが、この部分については、委員の皆様からは特に意見を頂いておりません。現状の欄では、現在行っている主な取組を記載しており、課題において、身近な場で行える仕組みや機会の充実、情報提供の手段の工夫や、情報内容の充実を記載しております。

次に「イ 環境教育プログラムの充実」についてですが、これまでも、環境教育プログ

ラムを作成し、各学校等に配布してきたところですが、今後も、身近な場で誰もが気楽に実施できるプログラムを整備・提供していくことが必要であると記載しています。

次に、13ページをご覧ください

「(3) 拠点機能の整備」の「ア 北海道環境サポートセンター」についてですが、情報の収集・提供の他、環境に関する相談業務への対応などを行っておりますが、各主体間のコーディネートなどを行う中間支援機能の充実が求められています。

次に「イ 北海道環境の村」ですが、多様な生活体験プログラムやワークショップ等の事業を実施していますが、事業内容の一層の周知が必要です。「ウ 既存施設の活用と連携」についてですが、課題に対応したプログラムの充実が必要とのご意見を踏まえ、14ページの課題の欄にその旨を記載しております。

次に「エ 体験の機会の場」についてですが、現状の一番最後の段落になりますが、環境教育等促進法第20条に基づき、知事が認定する制度を平成24年10月に創設しましたが、課題として制度が創設されて間もないことから、制度の幅広い周知が必要と記載しております。

次に「(4) の協働取組の推進」についてですが、15ページをご覧ください。

局を超えた連携や事業間連携、環境と教育の連携が必要、行政の縦割り問題、コーディネーターの重要性などのご意見を踏まえ、課題の欄の3行目から7行目にかけて、行政は環境部局と教育部局との連携をはじめ関連部局間の連携を図るとともに、活動や取組をつなげ、協働取組の推進が必要であると記載するとともに、次の段落でコーディネーターの重要性を記載しております。

次に「(5) 情報の提供」についてですが、情報を中立・公平に聞く視点も必要であることのご意見を踏まえ、現状の2行目に、情報を受け取る側は、これらの様々な情報を正しく理解し、幅広く捉え、活用することが求められていると記載しております。

次に「(6) 調査研究」についてですが、実証事業による知見の積み上げが必要とのご意見を踏まえ、16ページの1行目になりますが、環境に関する先進事例や科学的知見等を蓄積、共有することが必要と記載しております。

次に第3章「計画の推進」の「1 各主体に期待される役割」についてですが、現行の基本方針の内容を基本としつつ、委員の皆様から頂いたご意見や国の基本方針を参酌し、また、現状と課題に対応するよう記載しております。

「(1) 個人に期待される役割」についてですが、

- ・家庭は人を育てる原点として重要であり、食事、買い物、遊びや動植物や自然とのふれあいなどを通じて、大人と子どもが互いに尊重し学ぶことが大切
- ・学校では、知識の習得のみならず、環境配慮行動の日々の生活での実践が重要
- ・職場では、環境配慮行動の実践や環境保全知識・技術の習得などが必要
- ・地域社会では、17ページになりますが、環境保全活動や学習会などの開催と積極的な参加、他団体等の取組への協力が大切

「（２）学校に期待される役割」ですが、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、集団活動を通して環境問題の解決に必要な「人とかかわる力」を養うことが大切であり、

- ・環境教育に関する全体的な計画を作成し、教育活動全体を通じて、各教科間の連携に配慮すること

- ・地域住民や市民活動団体、事業者等との連携に配慮し進めること

- ・教職員は、指導力向上を図り、授業の改善や充実に努めること

- ・大学は、担い手の養成とともに、研究成果の地域還元が求められる

次に「（３）事業者に期待される役割」についてですが、

- ・個々の従業員の意識形成に影響を与え、社会人への環境教育を行う上で有効な場であり、事業活動の中での環境負荷の低減や従業員研修において環境教育を実施すること

- ・CSRを認識し、地域社会の一員として環境保全活動の率先実施すること

- ・18ページになりますが、事業活動の環境への影響について、積極的な情報提供すること、であります。

次に「（４）地域団体、NPO法人等に期待される役割」についてですが、

- ・地域は環境保全の取組を進めていく具体的な行動の場であることから、地域団体やNPO法人等の様々な団体は、行動力を生かした環境保全活動を行うこと期待

- ・学校や事業所、他団体等が行う取組への協力、他の主体との連携などであり、特にNPO法人等はネットワーク機能の発揮すること、が記載されています。

次に「（５）市町村に期待される役割」ですが、

- ・住民ニーズを把握して地域に根ざした取組の推進や情報提供、学習会などの開催、各主体間の連携・協働を進めるためのコーディネーターとしての役割など

- ・行動計画を策定し、環境保全活動や環境教育の体系的・計画的に実施すること

次に「（６）の道に期待される役割」ですが、

- ・広域的な視点で、国や市町村等と連携して取組の推進を図ること

- ・指導者の育成・活用、プログラム等の整備、情報や機会の提供、広域的な視点を持ったコーディネーターとして様々な場や主体の活動・取組をつなぐこと

- ・19ページの2つ目の段落以降になりますが、地域おこし、新エネルギー、防災など様々な分野で環境教育は関連し、関連する様々な部局間が連携することなどを記載しております。

次に「２ 各主体の連携・協働」についてですが、

- ・個人、学校、地域団体、行政等の各主体が相互に連携・協働して取り組むこと

- ・参加する各主体は、役割に応じて協力し対等な立場で、お互いの役割や立場を尊重したパートナーシップの下での連携・協働すること

- ・行政は、部局間連携を図るとともに、各主体の活動や取組をつなぐことや支援すること

- ・つなげる役割や促進役のコーディネーター、ファシリテーターも重要

・参加主体同士のコミュニケーションを円滑化し、相互理解と信頼醸成を図るため、各参加主体が有する情報を共有すること、などを記載しております。

次に、20ページをご覧ください

「3の計画の推進体制」の「(1)人材の育成」についてですが、線で囲った欄を中心に説明させていただきます。

■森林学習等指導者などの環境教育指導者の育成

■地域の住民団体等が開催する環境学習会等への講師の派遣

■小・中学校等の教職員の環境教育に関する研修等の実施

このほか、人材が有効に活用されるよう情報提供を行うことなどです。

21ページをご覧ください。

「(2)機会の提供・環境配慮行動の意識付け」の「ア 機会の提供」ですが、

■地域の自然的社会的特性を活かした環境学習会など、学習の機会の提供

■学校をはじめ様々な生活の場における、環境配慮行動の意識付けの促進

次に「イ 環境教育プログラムの活用」についてですが、22ページになりますが、

■家庭や学校などで、活用できる環境教育プログラム等の作成・普及

■ISO14001など環境マネジメントシステムの普及促進

次に「ウ 表彰等」ですが、

■功績のあった個人又は団体の表彰

■北海道グリーンビズ認定制度を適切に運用すること

次に「(3)拠点機能の整備」の「ア 北海道環境サポートセンター」ですが、

■ネットワークづくりや市町村、学校等との連携協働の推進及び中間支援組織としての機能充実

■コーディネーターや環境教育指導者の育成などがございます。

次に「イ 北海道環境の村」ですが、23ページになりますが、

■学習会等の開催や地域で活動する指導者・リーダーの育成などを記載しております。

「ウ 既存施設の連携と活用」ですが、

■情報の共有や活動プログラムの充実などにより、その活用や連携を図ります

次に「エ 体験の機会の整備」についてですが、制度ができたばかりですので、制度の周知に努めますと記載しております。

次に24ページをご覧ください。「(4)協働取組の推進」についてですが、

■道民、民間団体、事業者等の各主体との情報交換等を促進

■環境保全に関する施策の策定や実施に当たっては、道民等の意見の反映

■環境道民会議の枠組みを活用した協働取組の促進、等がございます。

次に25ページをご覧ください。「(5)の情報の提供」についてですが、

■道や北海道環境財団のホームページ・メールマガジン等を活用し、環境に関する情報の提供の充実

■環境に関する教材、人材、施設などの情報の提供

■幼稚園・保育所、学校及び事業者等に対し、環境に関する市民活動団体や地域の環境教育指導者等の情報の提供

■地域の環境保全活動や環境学習会などに関する情報の提供

■相談機能の充実

「（６）調査研究」についてですが、環境教育の実施状況、内容や方法について調査研究を行い、環境教育の向上に努めるとしております。

次に、第４章「計画の進行管理」「１ 取組の推進体制」についてですが、本計画を効果的に推進するため、「北海道環境政策推進会議」において庁内各部や教育庁との連携を図り、様々な分野にわたる環境教育関連施策を総合的・体系的に展開します。また、「環境教育等推進協議会」の構成メンバー等が協力しまして、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めます。

「２ 点検」としまして、本計画の推進施策の実施状況を毎年度把握し、本計画に基づく取組を点検するとともに、それらの結果を北海道環境白書等により公表します。

「３ 指標」としまして、北海道環境基本計画や北海道教育推進計画を基に次の指標を本計画における成果指標として設定し、必要に応じて見直しを行います。

指標といたしましては、

・環境配慮活動実践者の割合

現状は平成２４年度５３％、目標は平成２９年度７０％以上

考え方としては、現在５３％と半数以上が実践しており、多くの道民が環境に関心を持ち、実践することが求められていること。また、サミット直後に現れた道民意識の状況からみても、７割は設定できると考えたところでございます。

・環境管理システムの認証取得事業所数

現状は平成２４年度６５４事業所、目標は平成２９年度７８０事業所

最近の増加傾向を踏まえ、これまでの取組を推進継続することで、達成し得ると考えたところでございます。

・環境教育に取り組んでいる学校の割合、これは学校や各学年の目標、教科等との関連などを示した全体計画を作成し、環境教育に取り組んでいる学校の割合

現状は平成２４年度小学校４８．１％、中学校４１．１％、目標は平成２９年度１００％

学校教育では、多くの教科がある中で、計画的に進める事が不可欠と考えて設定しているところでございます。

なお、委員長の方からご意見をいただいております、指標で表せない進捗状況の把握・認識につながるような視点・観点について記載を検討しており、例えば、２の点検と３の指標の記述順を入れ替え、指標や道の関連施策の実施状況や環境保全活動における協働取組の実施状況など、参考となる数値や取組などを活用するなどして点検していくことが考えられますが、この部分につきましては、是非、御意見等をお聞かせいただければと思

います。

私からの説明は以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。これから、いくつかに分けて議論したいと思います。まずは、今の事務局からの説明に対してのご質問。次に、事前にいただいた意見に対する補足説明等を行っていただくこと。それから、事前意見の他にこの場で御議論いただくこと、の3つで行います。事前意見をいただいた意見につきましても、全体の構成等に対するご意見をいただいて、それから各委員の専門の立場からの意見をいただければと思います。

まず最初に、事務局の説明に対する質問がありましたらお願いいたします。

○内山委員

冒頭の名称についてですが、第4回あたりで決めたいとの説明がありました。第1回目の議論の感想として、環境教育に関することに議論が集中したと思っていました。環境保全活動や協働取組も対象とした計画なので、その部分もタイトルに入れた方がよいという意見を事前に出させていただいております、第4回で決まるのであればそれはそれでいいのですが、お集まりの委員の方が環境教育に傾斜していると環境保全に係る文言修正に思考がいかないのではないかと思いますので、その部分だけ申し上げさせていただきます。

○山中委員長

事務局からご意見に対してありますか。

○事務局（伊藤主幹）

冒頭でも説明いたしましたが、法律にありますとおり、柱が4本、環境保全活動、環境教育、環境保全活動に係る意欲の増進、協働取組となっております。ただ、国の基本方針などを見ますと、環境教育にかなり軸足を置いた記載となっております、できあがった中身などを勘案しまして検討させていただければと考えております。

○山中委員長

確かに、経緯から見ると環境教育なのですが、法改正の趣旨的には環境教育のみでなく、環境保全も強調しておりまして、例えば、資料2にあります基本的事項の背景などを見ましても、環境保全活動の高まりや環境保全意識の高まりなどとあります。タイトルは命だと思しますので、多面的にご検討していただければと思います。

○山中委員長

スケジュールとしては、ここでたたき台が出てきて、事務局としては今回の意見を聞いて次には案が出てくると言うことでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

次回は素案という形で提案させていただきます。それ以降は、パブリックコメントや議会議論などを踏まえまして、最終的には1月下旬頃に素案から案に変わったものを協議いただくスケジュールとなっております。

○山中委員長

事務局の方で、今回は基本方針から行動計画へという形で併記して見やすく整理しておりますが、次回は一つの行動計画の形で出てくるのでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

今回の骨子案と修正箇所を比較できる形で資料を提示したいと思っております。ですから、基本方針の掲載は今回限りとなります。

○山中委員長

そのようなスケジュール感で委員の皆様にはご意見をいただければと思います。他に質問等あるのでしょうか。

○内山委員

パブリックコメントは（仮称）「北海道環境教育等行動計画」でいく予定でしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

パブリックコメントまでは（仮称）とし、成案となる時に新たな名称をお示しする予定です。

○山中委員長

質問等がなければ、資料5で骨子案への事前意見をとりまとめております。補足説明等があれば、意見をいただいた委員からご発言をお願いいたします。一人1、2分程度で構わないので説明をお願いしたいと思います。能條副委員長からお願いいたします。

○能條副委員長

資料5の1ページにある3つの点についてだけ、意見を出させていただきました。

最初は、「はじめに」の部分で、北海道の自然に関して少し謳っていますので、保全に関することでどういった自然状況なのかという他に、環境教育の視点で見たとき、教育素材として他の地域に比べてアドバンテージがあるということを強調しておいた方がいいかなという趣旨で記載しました。特に、北海道には自然が多く残っているから自然について学べるという他に、多くは火山災害になります、災害からどう復旧したのかとか、そういった場所で人と自然がどう折り合いを付けているのかを学べる場所があったり、なかなか教育素材として扱いにくいといわれる地球の歴史と人との関連を見られる場所がたくさんあるということを取り上げるとよいかと思います。

二つ目は、7ページの「参考」で示されていますが、基本方針との比較が記載され、二酸化炭素排出量が減っていることの比率が示されているだけで、どういった減り方をしているのか、それが北海道の環境行政・環境教育としてどう捉えたらよいのかを記載した方がよいという趣旨です。北海道に森がたくさんあり、二酸化炭素を沢山吸収する優位性を持っている、北海道の人が森と共生することは、積極的には何もしていないようでも、結構意味があるということを取り上げていいのではないかと思います。

三つ目は、あちこちで人材の育成に関する点が述べられている点に関してです。私は自分の本業で学生を育てたり、外で人材登録に関する活動を毎年行っていますが、人材は育成されていないのではなく、人材が活躍する場が少ないから人材が少ないように感じる

のではないかと考えています。右側の下線にあります。育成された人材が活躍する場が保証されていないのに人材を育成するというのは、大げさに言うと無責任ではないかなとも思うので、育成するだけでなく育成されている人材を活用する場を作れば、人材育成に傾斜しなくても担い手は増えるのではないかなと思ひ3つ目の意見を書いております。

○山中委員長

本日欠席の田中委員の意見について、事務局の方で何かありますか。

○事務局（伊藤主幹）

田中委員の意見を簡単にご紹介させていただきます。

・「⑤ライフステージに応じる」におきまして、幼児期からと明記された点が良いという意見。

・同じく「⑤ライフステージに応じる」におきまして、「幼児期は、生活や遊びの中で様々な体験を通して」は、幼児期には自然体験が大切とだけにもとれる文であり、例えば「⑦いのちのつながり、いのちの大切さ学ぶ」等環境教育的な視点を付け加えていただきたい、との意見を、自然体験をすれば、幼児期の環境教育と言えるのかといった指摘もあり、幼児期の自然体験にどのような環境教育的な視点を持つべきかが議論されているという趣旨からいただいております。

・次に「学校等に期待される役割」におきまして、全体的に小学校、中学校、高等学校を対象に捉えた文になっている。現行の基本方針に倣い、幼稚園や保育所が学齢期に接続していく公的な幼児教育の機関であることが明確になる文の方が良い、との意見をいただいております。

・「人材の育成・効果的な活用」におきまして、「人材認定事業」であるが、どのような情報提供が行われ、活用されているのかあまり実感する場面がない。「有効な制度」だと実感できる様な計画の提示、これまでの優良事例の紹介等を行動計画に盛り込んでいただきたい、との意見を「支援団体の指定制度」や「体験の機会の場の認定制度」を円滑に運用していくには、従前から行われている「人材認定事業」の有用性をアピールしていくことが大切であるとの趣旨からいただいております。

事務局からの説明は以上です。

○大島委員

どこに入れ込んだらよいか大変悩んでいるところですが、我々の住んでいる地域は生活の場であり、人も地球の生態系の一部であり、自然界の一部として生きている。ですから、持続可能な地域をつくっていくということは、人と自然が共生していくということの中には人と人との共生する地域づくりも入っているという視点です。全体を見た時にどこに入れ込んだらいいか迷い、いのちを大切にすに入れて見ましたが何となく違和感があるかなとも思っております。趣旨は、

人と自然の共生というのは、人と人との共生、色々な人たちが一緒に力を合わせて生きていくという営みでもあるということ、具体的には大人と子ども、幼児と高齢者、健常者と障害者、日本人と外国人など、そういうような人たちが共に生きていく地域づくりでもあるんだという気持ちで意見いたしました。

○山中委員長

確かに地域づくりはとても重要な観点だと思います。

○奥谷委員

環境教育の場として家庭が掲げられています。しかし4の「計画の目指す方向」の①では日常生活の基本である家庭の中での環境に配慮した具体的な生活様式の記述が必要と思います。④には「食育」と「木育」と「買い物」が挙げられていますが、生活の基本は住まいで、住居、住まいあるいは住まい方等として④、あるいは第3章- 1 — (1) — 【家庭で】の中で取り上げる必要があるかと思います。参考欄にあるように北海道の特性としてエネルギー消費量は平均より多いのですが、特に家庭からの暖房や乗用車による二酸化炭素の排出量の割合が多い状況です。環境保全として重要な地球温暖化防止について、環境教育としてのみならず自主的に考え行動する場としての家庭の位置付けまた、温暖化に関わる環境配慮型消費活動、省エネ、節電などのライフスタイルについての具体的な記載が必要かと思います。

○山中委員長

事前意見をいただいた委員からご発言をいただきました。ありがとうございます。今出た議論の中で何かありますでしょうか。

では、3つ目ですが、まず、全体を通じて何か意見はありますでしょうか。

○宮本委員

3つ位ありますが、一つ目はNPOの位置付けについてです。20ページの図を見ていただきたいのですが、大きな誤解があるという思いがあります。NPOはボランティアと事業系がありまして、私達「きたネット」は、この中では「事業者」に入ります。仕事の内容が皆様のいう活動をして対価を得ており、ボランティアではない。同じ枠の位置付けにある町内会とかと同じような活動は出来ません。行政がNPOを殺すという言葉があり、対価のない連携にNPOを入れることで人材も組織も弱っていく、そういったものが持続可能なわけがない。全体を読んだ時、例えばNPOの役割で、この協議会にだけ言いたいことではないのですが、10ページの課題の中で担い手の育成と活動を行う場の広がりがあります。やはり活動の基盤を支える支援とかがないと私たちは連携の中に入っていけない、継続的な活動に関わっていきません。文章にどう入れるかは考えていませんが、委員の皆様には基盤をどう支えていくかという部分を考えて、これを読んでいただきたいというのが希望です。

2つ目は、「はじめに」のところですが、北海道の独自性を是非反映して欲しいと意見しており、私が希望する独自性は自然が単にすばらしいといった自画自賛ではなく、世界

的に見て、北海道の環境がこういった独自性を持っているのかといったことです。単にすばらしいということではないことをお伝えしたいと思います。

3つ目は、質問になりますが、前回リスクマネジメントを考えていただきたいとお話しさせていただきましたが、リスクマネジメントの担い手について記載はあるでしょうか。

○山中委員長

宮本委員がいうリスクマネジメントとはどんなものでしょうか。

○宮本委員

自然環境の中で災害とかそういったものに対して、こういった備えをしていくかといったことです。

○山中委員長

災害などと教育の関連性の記載はあったと思いますが事務局いかがでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

19ページになりますが、「道内では、環境保全活動による地域おこしや地域活性化、積雪寒冷な気候を活かした雪氷冷熱や森林・農産物由来の多様なバイオマスによる新エネルギー、道内各地域における自然的条件を踏まえた防災計画や防災教育など、様々な分野で環境教育は関連することから、こういった分野における現状や課題を踏まえた環境教育の推進が必要」というようなところで防災などと環境教育の関連性を記載しております。

○宮本委員

ここに入っているということは道が実施していくことになるのでしょうか。みんなで考えることにならないのではないのでしょうか。道がやってくれるような印象になってしまう。

○山中委員長

例えば、「はじめに」に異常気象のような記載もありますので、そういったところにより広い関係を記載することはあり得ると思います。事務局の方でここでの意見は検討していただく形になると思います。

他にはいかがでしょうか。

大まかという意味では、一番最後のところですけども、行動計画ですので10年間の期間を書いておきまして、行動計画に沿って、道なども含めて、北海道の中で環境教育、環境保全が進んでいるのか点検していくという部分があります。そういう意味では、第4章の計画の進行管理なのですが、今後、例えば、来年、委員の皆様が行動計画に沿って点検する際、その時にどんな観点で見ましようかというよりは、やはり今作っている行動計画の中に入っているというのが正しいかと思います。今、その部分に関して、事務局で指標を考えているところですが、環境教育等を考えた時、今の三つでは評価としてはやはり弱い気がします。この機会に、委員の皆様からご意見をいただければと思います。数値目標みたいのはすごく簡単で個々に出ているのはわかりやすいのですが、この3つで環境教育が進んでいると言えるかというところと少し違うと思います。

○上田委員

3つ目にある、学校の割合で平成29年100%というのは、出来たらすごくいいなと思いますが、実際非常に難しいし、評価の仕方が非常に重要なのかなと思いました。教科等で、理科や社会といった指導要領で扱っていることをやれば携わっているというのか、そうでなく別の活動の中で盛り込むところまでやることになるのかとなると、現場の先生方の技術・技能や考え方などが反映されてくると思いますし、そこを考えるとその戦略、手間暇がどこにあるのかなと思いました。環境という言葉に対する考えは、人により様々な部分が大きく、それを学校教育で統一して進めるとなると、教員養成課程といったところにまで踏み込んで行かなければならない、非常に深いところまで取り組むことになり、それを平成29年度までに達成となると非常に難しいのではと思いました。

○山中委員長

現状の数値はどのような調べ方というか、数値なのか事務局で説明できるでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

この数値は、教育庁での教育全般にわたる計画であります「北海道教育推進計画」の40項目の一つとして「環境教育の推進」という項目があり、その中で目標指標という形で掲載されています。環境教育自体は、教科等に入ってきていますので、全ての学校で取り組まれていると考えてほぼ間違いないと思います。その中で学校全体で、年間指導計画等で計画的に取り組んでいるかという調べによる数値になります。全体的な計画という表現につきましては、現行の基本方針でも記載しておりますし、国の基本方針におきましても記載のあるところでもあります。100%というのは、学校として当然やっていかなければならないということで、教育庁としても設定しているところですのでその指標を使わせていただいているということです。

○大島委員

私も旭川の神楽小学校で校長でしたが、それぞれの学校で教育課程というものを作りまして、私のいた学校でいくと教育課程の中に環境教育に係る全体計画を作ります。環境教育は独自にあるものでなく、教科でも取組みますし、道徳の時間でも取組みますし、総合的な学習の時間でも取組みます。それがどういう関連・視点のもとでそれぞれの学校が取り組んでいくのかという計画が作成されているかどうか、という数値だと思います。環境に関する学習は行っているのだが、体系化が出来ていない、そこをやっていきたいと思いますという狙いと理解しております。

○水野校長

札幌市内の校長をしておりますが、校長がどういった方針を持つかで学校はがらっと変わります。環境教育を一番大きな柱にする学校はほとんどないと思います、あくまでサブです。生きる力の育成がメインであって、性教育、キャリア教育、食育などそこに関わるものが何本もあり、その一つが環境教育となります。全部が太くなると全部が中途半端になってしまうので、地域性に合わせて子どもたちにどんな力を付けさせたいのか少し傾斜をかけながらやらないと、学校教育として特色のない薄っぺらなものになってしまいます。

子どもたちでいくと、沢山のことを詰め込むよりも、10年後、20年後、子どもたちがどう育っていくかという話になる。今できることも確かにありますが、子どもたちが社会で活躍していくには時間がかかり、その中で環境教育だけ太くするのではなく、例えばキャリア教育といった、どういう力をもって自立していくのか生きていくのかということも子どもたちには必要で、教科や特別活動、道徳の時間、総合的な学習の時間を使って、横断的な学習にしていかなないと、学校全体の計画を作っていかなないと当然無理です。ですから、教育庁の調査の趣旨も横のつながりを意識した横断的なものが出来ているかということになると思います。

○山中委員長

そうすると、学校教育としては体系的な教育取組をしているという意味では、ある程度、適切なものであるということですね。ただ、他とのリンク、つまり学校の中での様々な活動を環境としてみた時の他との関連、例えばキャリア教育といった様々なものとのリンクがきちんとなされるべきというものがどこかで言われることが望ましい。

○水野委員

学校教育は点であり、子どもたちには結びつかない。先生が意識していかなないと子どもたちには結びつかない。環境教育であれば、あの時、こんな話をしたよねといったことをしていかなければ子どもたちにはおちていかない。

○山中委員長

環境教育単体ではもはや成り立たない。地域づくりや防災・減災、そういうものを学校教育の中というよりは、外でということも考えて、様々な今抱えているものと一緒に考えていかなければならない。

○内山委員

数値も大切ですが、どこでどういったことをやったかというアウトプットをもらい、どういう成果が地域で生まれたのかといったことをこの協議会で評価を話し合う、今後進捗を見ていくにあたってストーリーの評価があつていいと思います。例えば、学校の先生方は忙しいですし、地域と一緒にやっていくのが難しければ、教育プログラムがどれくらい蓄積されているかといったことを道庁に頑張って集めてもらい評価していく。地域の取組状況を蓄積してその地域がどう変化したのか、数値でなく文章としてストーリーで評価していくのはどうかなと思います。この協議会がそういった場になっていくのであれば大賛成です。

例えば、協働取組であれば、件数だけであればすぐわかると思いますが、内容がどうなっているか、その事例を出してもらい成果などを評価する、担い手の場づくりであれば、事業型NPOが何件くらいあつてその内容はどうなっているのかといった、一つの切り口ではなくて色々な側面からやってみて、PDCAサイクルで見直していくとよいかと思います。

○能條副委員長

最後に記載している3つの指標の達成で十分ということではもちろんないと思います。例えばですが、色々な施策の推進項目が出ていますので、それぞれの項目でどういったことをやったのか、どこまで出来たのか、といったことを当然評価するのだと思います。この3つの指標の他にも当然チェックすると思いますので、数値で表せるものもあるし、文章になるところも出てくると思っています。ここにひとまず3つ出てきているのは、大まかにわかりやすいものであって、この下にこの計画がどう進捗したのか確かめるものが色々用意されるのかなと思っていますがどうなのでしょう。

#### ○事務局（伊藤主幹）

この3つの指標だけでは進捗状況がわからないというのは、委員の皆様のおっしゃるとおりだと思います。それで、例えば、道の施策の実施状況、道の関連する施策で数値のあるものや取組状況などを加味して、指標という形にはならないと思いますが、3つの目標指標はもちろんのこと、そういったものをお示しして、総合的に進捗状況などを評価していただければと思っています。

#### ○千葉委員

環境行政全体に関する評価をやっている立場から参考にお話しします。環境基本計画、200事業位ありますが、一つ一つ言葉で評価して、指標と数値なるものがあればここ3年、5年の推移を見ながら、全体の評価はあくまで言葉ですが、その補足を数値で表すのが、今の環境行政の点検評価のやり方です。「指標」が最後に来ていますが、その前の「点検」の記載が大事です。点検・評価はあくまで言葉で行い、それをフォローするものとして数値目標を活用する。今は環境教育の指標としては3つを設定していますが、これをどんどん増やしていく、我々のアイディアではなくて、委員の皆様にはどんどん、こんな指標があるといった意見を出していただきたい。指標は、あくまで参考値であって、評価そのものではありません。参考値で全てを網羅できれば一番いいがそういったものはない。学校の数値でいけば、学校毎の全体計画が出来ているかですが、そのもの自体は環境教育が進んでいるかとは直接には関係ないものです。ただ、全体計画があれば、その学校では環境教育が進んでいく傾向がある、そのため望ましい値として100%ですし、教育庁でも100%にしたいという思いを持っていらっしゃる、我々もその数値をお借りして100%にしたいという目標を掲げて、これが80、90%となっていけば学校での環境教育が進んでいく数値として見たいという趣旨です。指標だけを捉えて環境教育が進んでいるかといった評価はしないでいただきたいし、我々もそうは判断はしません。ただし、そういった数値を合体して全体としてみた時に、少し参考になる数値となるのではないかと、特にグラフになるとわかりやすい。そして、それを公表することに意味があり、我々も皆さん自身も反省し、次の目標、手をどう打とうかということになる、そのための基礎資料とさせていただければと思います。

#### ○山中委員長

ありがとうございます。これだけで評価するわけではないという、共通認識が皆さんの

中でも出来たかと思えます。そういうことからいうと、主体別に施策が立てられており主体が連携するとしていますので、それに沿った形の数値等が増えれば点検・評価を行う際の参考数値として望ましい。委員の皆様へ宿題が一つ出来まして、皆さんの方でこういったものがあればということで、直接的なものがあるといいですが、参考になるものもあると思えます。確かに教育なので、数字ではなくて質という部分があって、質は非常に評価しづらいというのが教育の特徴であります。そのために、数値でなく言葉で評価する部分が出てくる。例えば、計画で事例を挙げていくこともありますので、優秀な事例を毎年の行動計画の評価の中で取り上げていくといったこともありますので、色々な形を考えていくといいかと思えます。

#### ○内山委員

例えば、セクター毎に色々な指標を考えていくとなると基礎資料が必要となり、権限の問題も出てきます。市町村であれば、計画的な実施であれば数値目標を掛けて、策定の働きかけとかが出来るのかとか、企業の実施状況を見るのであればアンケート調査といった経費のかかることが出てくるが、そういったことをあげていっていいのでしょうか。

#### ○千葉委員

どんどんあげていってください。例えば、市町村であれば、温暖化の計画市町村数の把握があります。企業であれば全企業というわけにはいきませんが、例えば、道経連や道商連を通じてISOやHESといった数値を調査する方法もあります。市町村については、市町村自体への調査や働きかけ自体が非常に難しい時代になっております。質問自体は取捨選択して最低限ということが必要になります。出来る、出来ないは置いておいて、こういうデータがあればといった意見はどんどんいただければと思います。検討してみます、ただし出来ないものもあるということをご了解いただきたい。

#### ○能條副委員長

質問ですが、環境教育に取り組んでいる学校はどうして小中学校だけなのでしょう。高校では様々な取組が行われているかと思えます。

#### ○辻委員（池野主幹）

この数値は教育推進計画から指標をそのまま持ってきています。小中学校は学校行事などでいろいろな環境教育が行われており、学校全体としてコーディネートする計画を持っているということです。

#### ○能條副委員長

高校も入れてもらえればと思います。

#### ○浅井委員

この計画がどこを向いているかということですが、計画の目指す方向が道民一人ひとりとありますが、中身を見ると子どもが中心の記載に見える。学校教育では学習指導要領の

中で取り組む部分があり、教育推進計画にも基づき進めている。この行動計画は子どもも入るが、もう少し大人をターゲットにした部分も必要ではないかと思います。そういう意味では、学校の取組は色々なところで具体的に書かれているが、大人の取組の記載が少し抽象的な書きぶりかなと思いました。もう少し色濃く書いてもいいのではないかと、特に地域と環境など。

○山中委員長

私も生涯教育・社会教育と、例えば環境保全などとの結びつき、大人の学びの部分があればと思います。事務局の方でコメントはあるでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

例えば、ライフステージのところ、青年期・成人期などの部分の記載を厚くするということが考えられると思います。その中で生涯学習の観点などの記載を具体的にしていくことは考えられると思います。

○山中委員長

多分、地域づくりや防災・減災など色々なものを結びつけるところに生涯教育や社会教育等も入ってくると思いますし、今抱えているものを考えた場合にはその部分を強くする。企業において考えた場合はCSR活動等、大人の学びの部分を強める必要もあるかと思います。

○千葉委員

環境行政側なので思っていることかもしれませんが、基本方針も今作成しようとしている行動計画でも、学校という言葉が単体で出てくるところはなく、必ず学校・家庭・職場・地域といった連語で記載されていると思います。我々自身が行政的にも教育庁という別の組織がありますし、そこと連携しながらやってきている経過がありますので、あくまで環境生活部という道の環境部局として計画を作っている意識がありますので、学校に傾いている印象を持たれるのかなと思います。

○山中委員長

タイトルが印象的なためだと思います。環境教育等とはなっていますが、普通の人が見ると教育庁が行っていると思います。タイトルはやはり重要で、環境保全・環境教育等、タイトルが長くなるのは困るかもしれませんが、サブタイトルは更に踏み込むとよいかもしれません。

○千葉委員

サブタイトルは是非、委員の皆様がいい意見をいただければと思っています。おそらく、北海道環境教育等行動計画は、私見ではほぼこのままの名称になるかと思います。いい具体的なアイデアがあるのであれば協議したいと思います。最後は知事が決定しますので。私は副題が大事かなと思っています。

○山中委員長

最初から環境教育という言葉が一人歩きしていて、環境生活部がやっているのにといい

よく読んでみる、と不思議に思った次第です。タイトルも大分議論されたと思います。

○内山委員

仮称であっても「北海道環境教育・環境保全の取組推進に関する計画」というような、環境保全や協働取組を想像できるような名称でパブコメもやらないと、環境教育に関する計画と受け取られるのではと思います。

○千葉委員

タイトルがどうしても変わらないと言ったかという点、「環境保全の取組に関する行動計画」となると、守備範囲がもっともっと広がります。我々行政や企業がやっているようなこと全てが環境保全に関することということになると、このレベル・範囲では収まらなくなります。

○内山委員

法律を受けて都道府県で作るということは、環境保全や協働取組はこの計画に入ってくるということですね。もちろん範囲は広がってしまいますが。

○大島委員

新しい法律では環境教育の定義がはっきり出ており、その枠を大事にしないと、何のためにこれを作っているのか、ぶれてしまうと思います。

○事務局（坂口課長）

法律では、「環境教育とは持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習を言う。」となっております。

○千葉委員

内山委員は、出来れば幅広く伝わるネーミングにしたほうが関心を持たれるだろうという趣旨ですね。その方法はネーミング以外にもあると思います。

○内山委員

今、事務局に読んでいただいたように教育や学習が入っています。しかし、それだけでは問題解決のための活動が漏れてしまうのではないかと考えております。

○宮本委員

NPOの環境活動の分類で行くと、環境教育というのは全ての団体が行っているわけではありません。子どもたちに体験教育を行っている活動を環境教育として扱っているもので、これだけでは乖離してしまうのが通常的印象です。前回の会議の時、環境教育のことを一生懸命考えていました。この名称でパブリックコメントを募集したら、森づくりや野生動物の団体さんはそんなに興味を引かない、タイトルから非常に限定的に私たちの通常の活動の中では受け取ってしまう。環境教育を我々大人が学ぶイメージがなかなか持てないのではないかと考えています。

○千葉委員

経緯から申しますと、最初は環境の仕事をする大人、企業を相手に公害防止といった話を行ってきたが、温暖化や酸性雨など、大人が上手く対処できなかった。環境教育で我々が学校の中に入ったり、学校教育の中で子どもが学ぶことで、子どもの方がよっぽど環境に詳しくなり、逆に子どもが親に教えるようになってきたりする現象が出てくる、そういったことを目の当たりにすると環境教育も広いものなのだとも思ってしまいますが。

○宮本委員

私たちはごみ拾いの活動をしています、大人の捨てたごみを子どもが拾う図式になってしまっている。それではだめで、子どもの方に思いを押しつける社会構造になっている、まず我々が勉強していくということが、ここに限らず今の社会に本当に必要だと思っています。

○能條副委員長

3 ページにある図式でいくと、環境に配慮する人づくりを目指すを書いてあって、そのために4つのものを推進・増進するという図式になっています。極端に言えばタイトルには「環境に配慮する人づくり行動計画」といった方がふさわしくて、その中身をみると4つを扱っているとわかるようになっていく方が名が体を表わすことにはなるのかなと思います。タイトル以外は、私が読んだ感じでは学校教育に偏っている印象は持っていませんが、確かにタイトルを見ると、私も教育畑にいる関係もあって「自分の関連分野だな」と思ってしまいます。逆に考えると、中身を標榜するような看板を掲げた方が道民一人ひとりに自分が関係するのかなと思ってもらえるものになるのかなと思います。どういう名称がいいかはわかりませんが、その辺は行政にも頑張ってもらいたいと思います。

○千葉委員

是非、委員の皆様から副題も含め具体的な名称をアドバイスいただければと思います、我々も頑張っていきたいと思います。法律や今までの経過から来ているということも察していただければと思います。

○能條委員

パブコメの段階で、きちんとした名称で実施しないと、意味のある意見をもらえないと思いますので、時期はそれを考えたものを設定していただきたいと思います。

○浅井委員

私の意見は、ネーミングはこれでいいと思っていますが、計画の内容に環境保全に対する意識、大人を対象としている部分をもう少し記載した方がいいなという意見です。

○山中委員長

議論はつきませんが、時間の関係もありますので。ネーミングは大切という認識が委員の中で共有されたと思いますので、事務局の方でそれに基づいて検討ください。議題1は他にはよろしいでしょうか。

今日の説明は非常に多かったと思いますので、意見がありましたら早めに事務局の方へ寄せていただければ素案の反映に入ると思います。さすがに遅くなると意見反映が難しく

なりますので早めにお問い合わせいたします。

議題2をやるともいっても、時間的に厳しくなっておりますがどうでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

事務局の方で資料4の考え方だけ説明させていただきますので、考え方に意見等があればいただくということでしょうか。

## （2）取組事例の選定について

○山中委員長

よろしいでしょうか。それでは議事（2）「取組事例の選定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（伊藤主幹）

資料4をご覧ください。委員の皆様には、多くの事例をご紹介いただきありがとうございました。

取組事例につきましては、第3章「計画の推進」の「1 各主体に期待される役割」「2 各主体の連携・協働」において掲載するか、資料編を設け掲載するか、いずれかの方法を考えております。事務局案ですが、一取組当たり最大半ページ程度を目安に考えております。資料編として作成する場合は、もう少しスペースをとることも可能ではないかと考えております。

掲載する事例数につきましては各主体、「個人」「学校等」「事業者」「地域団体・NPO法人等」「市町村」「道」で道を除く5主体で、主体毎、主体の重複もありますが、1～2例程度、連携・協働は複数例の掲載を考えております。掲載の際は、掲載先の了解や企業名の掲載の是非など、選定の後、詳細を検討していく必要があると思っております。また、どの主体が誰を対象にしているか、どんな取組か、などバランスよく掲載したいと考えております。

行動計画掲載に当たっての判断の目安についてですが、資料の右端の欄になりますが、

- ①先進性、どこにでもある取組でないか
- ②特性、北海道や地域の特色を活かした取組か
- ③汎用性、他の市町村や学校等で取り組めるか
- ④参考度、実施内容や手法など、取組の参考・ヒントとなるか
- ⑤掲載分類のバランス、主体、対象、取組分野等が偏らないかなどを、考えております。

なお、取組事例につきましては、現在19例をご紹介いただいておりますが、今回掲載しているものに限らず、これ以外にも、参考となる取組がありましたら、ご紹介いただければと考えております。

説明は以上です。

○山中委員長

ただ今の事務局からの説明に対してご質問はありますでしょうか。

主体毎に1、2例、取り上げるということと、掲載に当たっての判断の目安として①から⑤のようなものがある。今回の一覧を見ていただいて、追加の事例などあれば委員からいただくということでしたが、質問等ありますでしょうか。

○奥谷委員

委員の実践事例にとらわれない事例でもよろしいのでしょうか。

○事務局（伊藤主幹）

委員の方が関わっている事例でなくても、相手方のご了解を得られるものであれば掲載は可能かと考えております。

○山中委員長

良い事例の紹介ですので、委員の取組に限られる必要はないと思います。また、パブコメにおいても良い事例があれば対応すると思います。紹介される団体の了解などはありませんが、基本的にはいいものを紹介するということでお願います。

○内山委員

判断の目安が環境教育の視点からになっている気がします。私の方の紹介では、協働の視点があるかということ、課題を解決している活動か、自立性・継続性があるかといった視点で紹介しました。そういった視点も盛り込んではいかがでしょうかと思います。

○山中委員長

確かにそういった視点も必要かと思えます。そういったことをいくつも並べるのではなくて、特記事項のような形で、こういう点が優れているといった風に設けるといった方法もあるかと思えます。

○事務局（伊藤主幹）

自立性・継続性や協働の視点、協働は取組として掲載しますが、そういった視点も大切だと思いますので、そういった点も加味して検討させていただければと思っております。

○能條副委員長

資料3の3ページにありました4つ、環境保全活動の推進、意欲の増進、環境教育の推進、協働取組に関するの先進事例かどうか、ということに掲載の目安に入れておけばと思います、⑤に入るのかもしれませんが。掲載する、しないの目安としてわかりやすくしておけば、掲載するかどうかや、取組を掘り起こす際の参考にもなると思います。

○上田委員

教育は経済や福祉など色々なものに貢献していく手法になると考えるならば、この環境教育を取り上げて業を興しているとか、経済行為に反映しているとか、そういう事例も載せていくとすごく幅が出るかなと思います。どちらかという、既存の施設や仕組みを活用したものが多く、それはそれでローコストでいいことなのですが、何かを作ったとか興したといった事例もあれば、見え方も違ってくると思いますし、私も少しそういったものを探していこうと思います。

○山中委員長

何故、取組事例を取り上げるかという、これを読んでくださる道民の方の発想が豊かになるという趣旨でしょうから、何でも取り上げるとどこまでも広がってしまいますが、是非、そこも含めていい取組を出していただければと思います。時間の関係もございましたので各委員の方で適宜ご覧いただければと思います。

それでは、取組事例につきましては、行動計画掲載に当たっての判断の目安に従い、また追加させる事例も含めて、事務局の方でこんな風にまとめたという形で作っていただいて、委員会の開催でというよりは、ご紹介の説明をしていただくという形で事務局の方から各委員の方へ再度配っていただいて、適宜委員から意見をいただけてとりまとめるという形でいかがでしょうか。それでは、そういった方向でお願いいたします。

○山中委員長

全体を通して、これは是非というご意見などはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

### 3. 閉会

○山中委員長

本日は、非常に内容が一番核心におけるたたき台ということで、少し時間が延びてしまいましたが、事務局においては、本日の意見を踏まえ、素案の作業を進めていただきたいと思います。以上で本日の議事を終了させていただきます。事務局の方からどうぞ。

○事務局（坂口課長）

本日は、山中委員長をはじめ、委員の皆様、本当にありがとうございました。本日のご意見を踏まえまして、次は3回目の議論ということになります。

第3回の検討会でございますが、11月上旬から中旬に開催したいと考えており、早々に日程調整をさせていただき、セットさせていただきたいと思います。

今回はパブリックコメント前の素案について協議いただく予定となっております。つきましては、骨子案についての本日の意見の他に追加すべきようなご意見につきましては、短期間で恐縮ですが、できましたら、今週末までに事務局までいただきますようお願いいたします。事例の方につきましては、集まったものを委員の方にお配りするというのもありますので、こちらも今週中にお寄せいただければと思います。取組事例の目安については、本日の意見を踏まえたものをお送りさせていただこうと思っております。

本日はお忙しいところどうもありがとうございました。

以 上